平成２７年（フ）第２８７１号
大阪市大正区南恩加島６丁目９番４号
債務者　奥内　健治
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９８２号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号更生施設大淀寮内、前住所大阪市平野区長吉川辺２丁目北３番24―309号
債務者　田口　雅記
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３００１号
大阪市東住吉区杭全４丁目８番８号ココスヒルズ103号
債務者　坂井加奈子（旧姓藤家）
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３００４号
大阪市旭区大宮５丁目１番13―206号
債務者　大迫　　愛
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５１号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀1482番地５
債務者　小渕　哲男
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７６号
千葉県我孫子市布佐１―27―13　グリーンヴィラ・伊藤203号、住民票上の住所千葉県我孫子市布佐１丁目15番地の10
債務者　齋藤　由美
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３００号
千葉県柏市大島田146番地５　メゾンビブレ103号
債務者　竹中　英生
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３０４号
千葉県松戸市根本181番地の１　松戸グリーンコーポＡ112号
債務者　所　　香
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２０１号
奈良市中山町1723番地の15
債務者　下野　立人
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第９５４号
名古屋市中村区畑江通６丁目10番地の１
債務者　河合　節子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１００７号
愛知県知多郡武豊町字六貫山４丁目17番地１　エアリーヒルズⅠ　201号
債務者　森　　恵美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９０号
兵庫県三田市南が丘１丁目28番24号
債務者　山中　麻樹
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９５号
神戸市北区鹿の子台南町６丁目６番11号
債務者　城田　昌和
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺1587番地１　コーポ姫ヶ浦202号
債務者　横溝　亮紀
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第１２５号
神奈川県横須賀市追浜東町１丁目７番地１　ポートヒルⅡ　301
債務者　鈴木　巨器
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１３１号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目21番22―408号
債務者　桃井　千明
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２１６号
神奈川県秦野市並木町６番20号　グリーンハイツ並木103号、前住所神奈川県厚木市上荻野869番地20
債務者　山本伸一郎
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部